一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年3月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20240306	中尾運輸株式会社（法人番号8180002086756） 代表者加藤義之	愛知県知多郡東浦町大字森岡字中田面21番地の1	本社営業所	愛知県知多郡東浦町大字藤江字南栄町1番80	許可の取消し	貨物自動車運送事業法第32条	所在不明事業者の許可の取消し。(1)事業の無届出、休止・廃止(貨物自動車運送事業法第32条)	0	0
2	20240312	株式会社佐藤商事（法人番号3190001017559） 代表者佐藤秀昭	三重県四日市市南小松町1994番地の2	亀山営業所	三重県亀山市田村町1779番地2	輸送施設の使用停止(110日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第1項及び第2項	令和5年3月23日及び令和5年4月10日、行政処分等の改善が確認されたと認められない事業者へ監査を実施。20件の違反が認められた。(1)日雇い運転者等の選任禁止違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第1項及び第2項)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)一の運行の勤務時間遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(4)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(5)点検整備記録簿等の記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(6)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(7)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(8)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(9)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(10)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(11)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(12)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(13)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(14)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(15)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(16)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(17)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(18)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(19)社会保険等未加入(貨物自動車運送事業法第24条の4)、(20)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	11	11

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年3月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
3	20240312	株式会社サンワネッツ（法人番号2080401017187）代表者水谷欣志	静岡県袋井市堀越350番地1	島田営業所	静岡県榛原郡吉田町神戸字山王1102−1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和6年2月13日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)	0	0
4	20240312	東洋サービス有限会社（法人番号8080402015267）代表者平山賢治	静岡県浜松市浜名区横須賀1120−1	袋井営業所	静岡県袋井市湊610	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	令和6年1月31日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)運転者に対する指導監督記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）(6)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年3月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
5	20240321	黒川商事株式会社（法人番号5180301023512） 代表者奥村公朗	愛知県西尾市伊藤町宮東8-7	本社営業所	愛知県西尾市楠村町明神左右12-1	輸送施設の使用停止(210日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第8条第1項	令和5年8月3日及び令和5年9月5日、労働局からの通報を端緒として、監査を実施。21件の違反が認められた。(1)事業計画に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、(2)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(3)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号及び第2号)、(4)乗務時間等基準告示の設定違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(5)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(6)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(7)整備管理者の選任変更届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(8)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(9)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(10)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(11)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(12)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(13)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(14)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(15)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(16)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(17)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(18)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(19)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(20)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(21)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)	21	21

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年3月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
6	20240321	株式会社JAPAN TRANSPORTER.（法人番号6190001020155） 代表者イビノソン フランシス フェリックス	三重県志摩市阿児町神明1887番地2	本社営業所	三重県志摩市阿児町神明1887番地2	事業停止（7日間）及び輸送施設の使用停止(342日車)並びに文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第2号	令和5年7月13日、死亡事故惹起を端緒に監査を実施。24件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第2号)、(2)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(3)事業計画に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、(4)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第6号)、(5)運送約款の掲示義務違反(貨物自動車運送事業法第11条)、(6)乗務時間等基準告示の設定違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(7)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(8)定期点検未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(9)点検整備記録簿等の記載事項不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(10)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(11)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(12)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(13)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(14)業務の記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(15)業務の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(16)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(17)運行記録計による記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(18)事故の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(19)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(20)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(21)運転者に対する指導監督記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(22)運行管理者に対する権限付与違反(貨物事業者運送事業法第22条第2項)、(23)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(貨物自動車運送事業法第24条の3)、(24)自動車に関する表示義務違反(道路運送法施行規則第65条)	55	48

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年3月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
7	20240327	有限会社ダイユウ･コム（法人番号2180002064107） 代表者木村清一	愛知県一宮市森本5丁目33番33号	本社営業所	愛知県一宮市森本5丁目33-33	輸送施設の使用停止(290日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号	令和5年10月12日及び令和5年11月14日、監査方針に基づいて、監査を実施。17件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第8号)、(3)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(4)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(5)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(6)整備管理者の選任変更届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(7)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(8)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(9)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(10)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(11)業務の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(12)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(13)運行記録計による記録不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(14)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(15)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(16)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(17)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	29	29

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。